

## 諸費用補償を活かした建設共済保険のおすすめ

(「まずは 1,000 万円、さらに 1,000 万円、もう一つ 1,000 万円」の 1,000 万円プラス運動 2.0 を展開中)

### I. 死亡した被災者に 1,000 万円補償しなければならないケース

建設共済保険 合計保険金区分 1,000 万円加入

被災者補償 500 万円	諸費用補償 500 万円
--------------	--------------

全額を被災者の補償分に充てれば、折角の諸費用補償分が会社に残りません。

### II. 共済団からのご提案

諸費用補償は建設共済保険の最大の特長であり、契約保険金の半分が契約者に支払われ、用途に制限はありません。会社を守る常備薬としてできるだけ高めの保険金区分にご加入いただければ、事故後の諸費用に充当していただけます。

このため、合計保険金区分 1,000 万円のうち 500 万円は諸費用分に充てることとし、「まずは 1,000 万円」を確保いただいたうえで被災者補償の不足分は、「さらに 1,000 万円、もう一つ 1,000 万円」と 1,000 万円ずつ積み上げていく方式で、合計保険金区分をいくらに設定するか検討するのも一つの方法です。

また逆に、被災者補償分を想定して保険金区分を設定している場合は、補償額が年々上昇しているので増額する際に 500 万円は諸費用補償分に充てることも考慮して、「もう一つ 1,000 万円」を積み上げる方式もあります。

500 万円	500 万円	+	1,000 万円	+	1,000 万円	+	1,000 万円	+	1,000 万円	+	1,000 万円	+	1,000 万円	+	1,000 万円
合計保険金区分 1,000 万円			2,000 万円		3,000 万円		4,000 万円		5,000 万円		6,000 万円		7,000 万円		

さらに、既にご加入済みの保険があればその保険に「もう一つ 1,000 万円」(建設共済保険の合計保険金区分 1,000 万円)をプラスして組み合わせる方法もおすすめです。

その他の保険の契約保険金 (諸費用補償なし)	+	500 万円	500 万円
合計保険金区分 1,000 万円			

### III. 支払参考事例

(例 1) 死亡した被災者に 1,500 万円補償しなければならないケース

その他の保険契約 保険金 1,000 万円加入

1,000 万円
----------

建設共済保険 合計保険金区分 1,000 万円加入

被災者補償 500 万円	諸費用補償 500 万円
--------------	--------------

死亡事故が発生し、示談金 1,500 万円をその他の保険で 1,000 万円支払い、建設共済保険で 500 万円追加補償を行い、会社に諸費用として 500 万円支払われたケースです。

(例 2) 死亡した被災者に 3,000 万円補償しなければならないケース

建設共済保険 合計保険金区分 4,000 万円加入

被災者補償 2,000 万円	+	諸費用補償から 1,000 万円	諸費用補償(残) 1,000 万円
----------------	---	------------------	-------------------

被災者の補償額が直近の共済団平均で 3,021 万円であることから、建設共済保険 合計保険金区分 4,000 万円以上にご加入いただければ、諸費用補償分が残る可能性が高くなります。